

地域権利擁護相談支援センターの 整備・コーディネート機能の強化 （厚生労働省）

成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書のポイント②

3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

各施策の進捗状況等

ア 地域連携ネットワークづくり・機能強化

- ・ 市町村・都道府県における体制整備の推進（補助事業・研修）
- ・ 全国権利擁護相談窓口を通じた専門的助言の実施
- ・ 成年後見制度利用促進ポータルサイトにおける広報
- ・ 中核機関の整備状況 1,187市町村（R6.4）
- ・ 地域共生社会の在り方検討会議における検討（R6.6～）
- ・ 地域連携ネットワークの関係機関等における相互理解の継続

イ 包括的・多層的な支援体制づくりの促進

- ・ 成年後見制度の関連諸制度間の連携推進に向けた取組

今後の対応

- ・ 市町村によるネットワークづくりへの主体的な取組の継続
- ・ 都道府県による市町村では担えないネットワークづくりの主導
- ・ 地域連携ネットワークの各支援機能の強化に向けた取組の検討、中核機関未整備地域における都道府県の協議会の活用促進 等
- ・ 地域共生社会の在り方検討会議における中核機関の位置づけ・役割・名称に関する検討
- ・ 福祉行政と家庭裁判所における適時適切な連絡を可能とするためのしくみの整備

4 優先して取り組む事項

各施策の進捗状況等

(1) 任意後見制度の利用促進

- ・ 利用促進に向けた周知活動の継続
- ・ 任意後見監督人選任の申立てを促す文書送付・利用状況に関する意識調査の実施（R4.12）

(2) 担い手の確保・育成等の推進

- ・ 市民後見人養成者数 25,607人（R6.4）
- ・ 法人後見実施法人数 1,317法人（R6.4）
- ・ 市町村・中核機関等による親族後見人に対する支援

(3) 市町村長申立ての適切な実施・成年後見制度利用支援事業の推進

- ・ 都道府県・市町村に対する事務連絡の発出（R5.5）

(4) 地方公共団体による行政計画等の策定

- ・ 市町村による計画策定・必要な見直し 1,358市町村（R6.4）
- ・ 都道府県における取組方針の策定 28都道府県（R6.4）

(5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくり

- ・ 市町村向けの相談窓口の設置、専門アドバイザーの配置
- ・ 都道府県による協議会設置状況 37都道府県（R6.4）

今後の対応

(1) 任意後見制度の利用促進

- ・ 周知活動の強化、利用促進のための更なる取組の検討
- ・ 法制審議会における調査審議を踏まえた所要の対応

(2) 担い手の確保・育成等の推進

- ・ 市民後見人の養成推進及び更なる活躍の場の提供の検討
- ・ 法人後見の担い手育成推進及びガイドラインの作成の検討
- ・ 親族後見人に対する支援の充実

(3) 市町村長申立ての適切な実施・成年後見制度利用支援事業の推進

- ・ 都道府県による市町村長申立てに関する研修の見直し
- ・ 地域支援事業・地域生活支援事業の必要な見直しを含めた対応の早期検討

(4) 地方公共団体による行政計画等の策定

- ・ 市町村・都道府県における取組の充実

(5) 都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくり

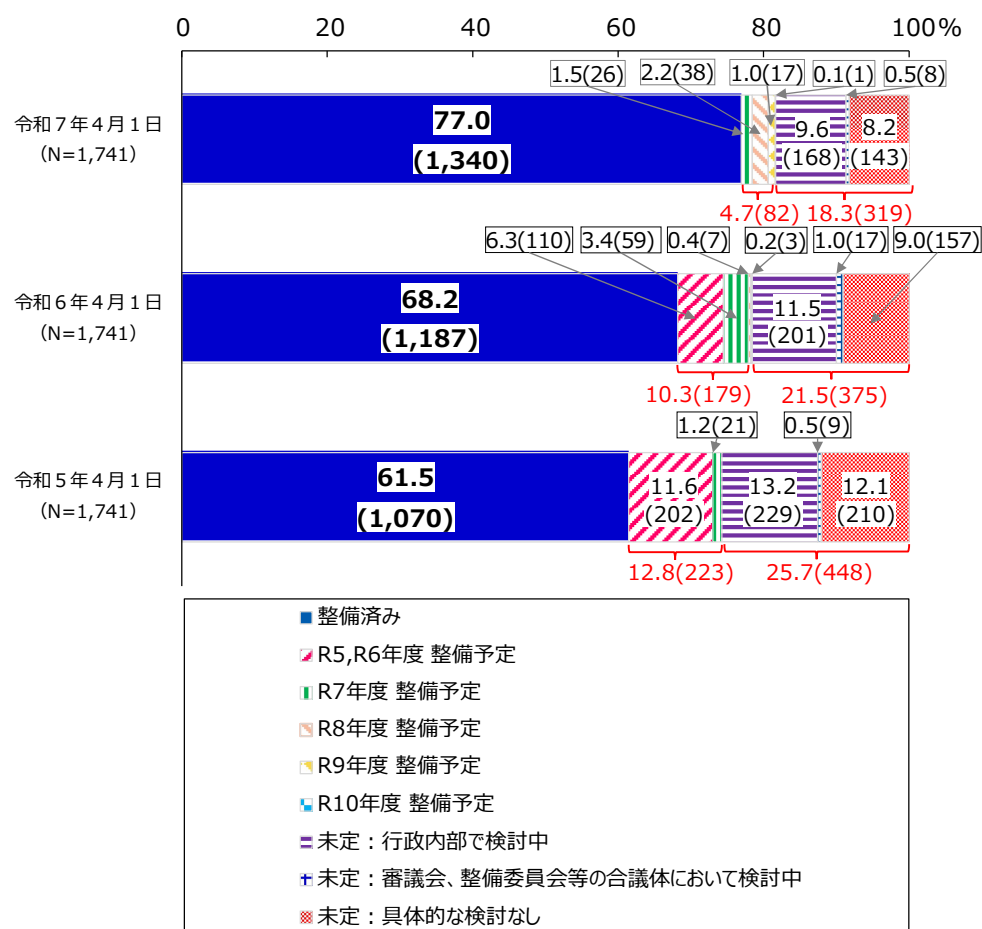
- ・ 専門アドバイザーの配置・活躍の促進等を通じた都道府県の更なる機能強化を推進

1. 中核機関の整備状況・運営体制

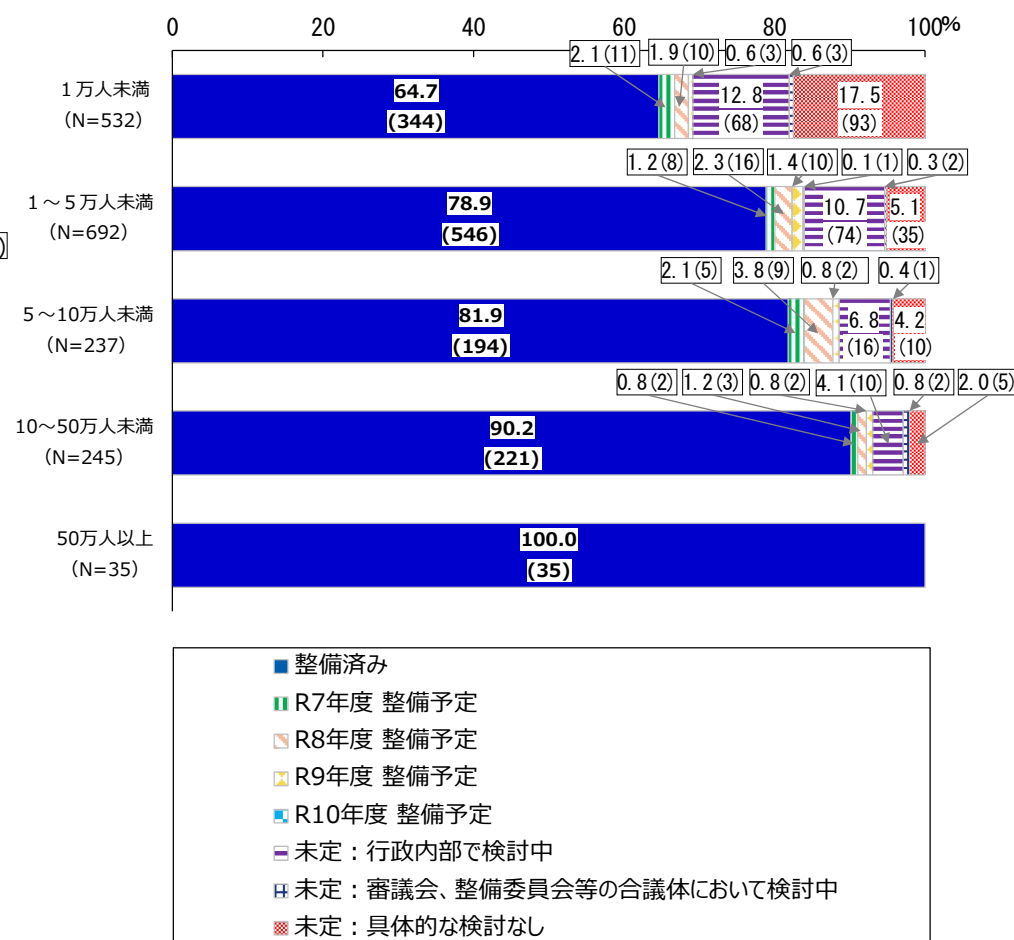
(1) 中核機関の整備状況

調査対象：全1,741市町村 調査時点：令和7年4月1日

(1) 中核機関の整備状況：整備（予定）時期【全体】



(2) 中核機関等の整備状況：整備（予定）時期【市町村規模別】



1. 中核機関の整備状況・運営体制

(2) 都道府県別の中核機関の整備状況

調査対象：全1,741市町村 調査時点：令和7年4月1日

No	都道府県	市町村数	市町村計画		中核機関		協議会	
			策定済	策定率	整備済	整備率	設置済	設置率
1	北海道	179	93	52.0%	89	49.7%	83	46.4%
2	青森県	40	40	100%	39	97.5%	32	80.0%
3	岩手県	33	29	87.9%	33	100%	32	97.0%
4	宮城県	35	28	80.0%	20	57.1%	14	40.0%
5	秋田県	25	21	84.0%	20	80.0%	16	64.0%
6	山形県	35	28	80.0%	31	88.6%	18	51.4%
7	福島県	59	51	86.4%	48	81.4%	28	47.5%
8	茨城県	44	41	93.2%	37	84.1%	30	68.2%
9	栃木県	25	23	92.0%	21	84.0%	14	56.0%
10	群馬県	35	33	94.3%	34	97.1%	21	60.0%
11	埼玉県	63	60	95.2%	52	82.5%	29	46.0%
12	千葉県	54	39	72.2%	26	48.1%	21	38.9%
13	東京都	62	50	80.6%	45	72.6%	40	64.5%
14	神奈川県	33	30	90.9%	27	81.8%	27	81.8%
15	新潟県	30	23	76.7%	23	76.7%	21	70.0%
16	富山県	15	14	93.3%	13	86.7%	6	40.0%
17	石川県	19	16	84.2%	16	84.2%	13	68.4%
18	福井県	17	17	100%	17	100%	16	94.1%
19	山梨県	27	22	81.5%	18	66.7%	13	48.1%
20	長野県	77	60	77.9%	74	96.1%	67	87.0%
21	岐阜県	42	41	97.6%	40	95.2%	30	71.4%
22	静岡県	35	31	88.6%	35	100%	25	71.4%
23	愛知県	54	48	88.9%	48	88.9%	50	92.6%
24	三重県	29	25	86.2%	24	82.8%	23	79.3%

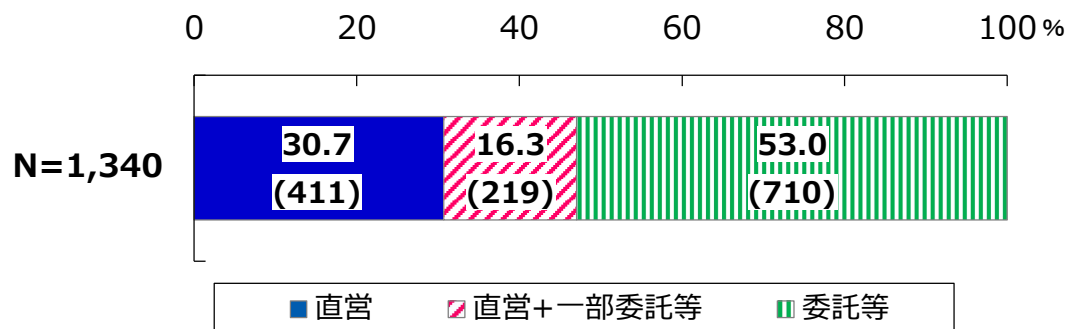
No	都道府県	市町村数	市町村計画		中核機関		協議会	
			策定済	策定率	整備済	整備率	設置済	設置率
25	滋賀県	19	18	94.7%	16	84.2%	15	78.9%
26	京都府	26	18	69.2%	18	69.2%	14	53.8%
27	大阪府	43	37	86.0%	18	41.9%	16	37.2%
28	兵庫県	41	37	90.2%	33	80.5%	27	65.9%
29	奈良県	39	23	59.0%	13	33.3%	7	17.9%
30	和歌山県	30	25	83.3%	24	80.0%	20	66.7%
31	鳥取県	19	16	84.2%	19	100%	10	52.6%
32	島根県	19	17	89.5%	13	68.4%	13	68.4%
33	岡山県	27	25	92.6%	26	96.3%	24	88.9%
34	広島県	23	21	91.3%	15	65.2%	10	43.5%
35	山口県	19	19	100%	19	100%	17	89.5%
36	徳島県	24	24	100%	24	100%	12	50.0%
37	香川県	17	17	100%	17	100%	15	88.2%
38	愛媛県	20	19	95.0%	20	100%	15	75.0%
39	高知県	34	34	100.0%	30	88.2%	23	67.6%
40	福岡県	60	46	76.7%	45	75.0%	20	33.3%
41	佐賀県	20	17	85.0%	19	95.0%	10	50.0%
42	長崎県	21	21	100%	15	71.4%	11	52.4%
43	熊本県	45	41	91.1%	37	82.2%	20	44.4%
44	大分県	18	17	94.4%	17	94.4%	14	77.8%
45	宮崎県	26	20	76.9%	26	100%	18	69.2%
46	鹿児島県	43	34	79.1%	35	81.4%	24	55.8%
47	沖縄県	41	25	61.0%	11	26.8%	10	24.4%
	全国	1741	1434	82.4%	1340	77.0%	1034	59.4%

1. 中核機関の整備状況・運営体制

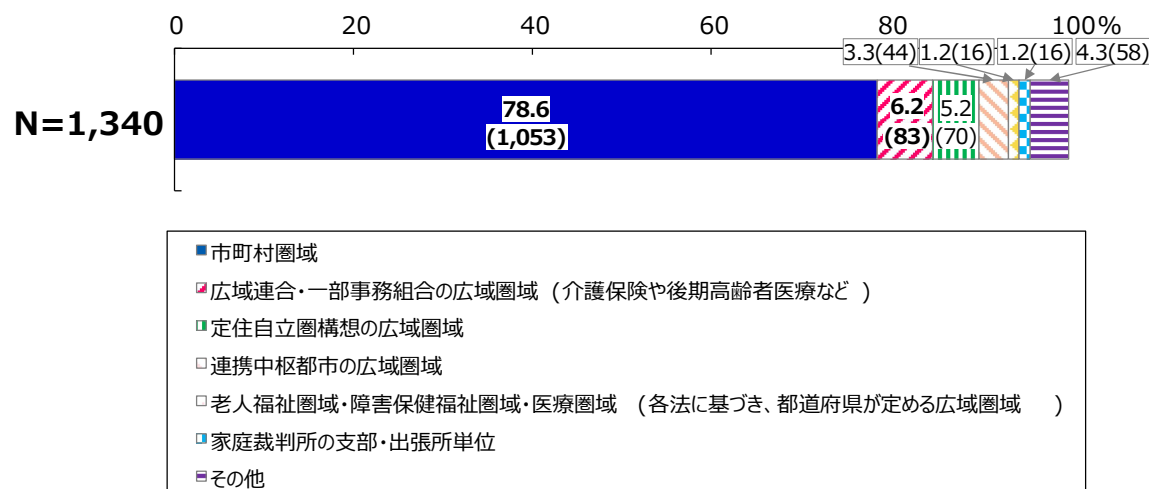
(3) 中核機関の運営主体・整備圏域

調査対象：全1,741市町村 調査時点：令和7年4月1日

(1) 中核機関の運営主体（中核機関を整備済みの自治体のみで集計）



(2) 中核機関の整備圏域（中核機関を整備済みの自治体のみで集計）



委託先	委託している機関数
社会福祉法人	610
うち、社会福祉協議会	586
NPO法人	23
一般社団法人・公益社団法人	16
一般財団法人・公益財団法人	3
広域連合	2
医療法人・医療法人社団・社会医療法人	7
その他（合同会社）	1

※ 中核機関の運営主体が「委託等」または「直営・一部委託等」の自治体のみで集計

※ 1自治体で複数の機関に委託している場合や、複数の自治体が1つの機関に委託している場合がある。

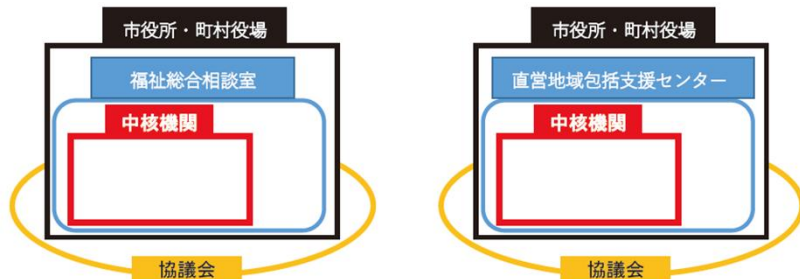
※ 重複を含む。

1. 中核機関の整備状況・運営体制

(4) 中核機関の設置形態別の状況

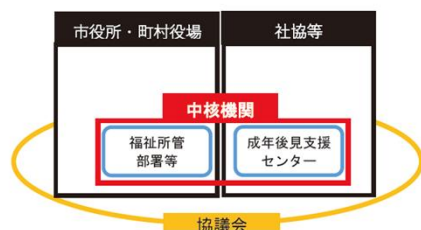
パターン1 「直営」整備 411市町村 (30.7%) / 1,340市町村

市町村内（福祉総合相談室、地域包括支援センター等）に直営の成年後見支援センター等を整備し、中核機関としているパターンがあります。



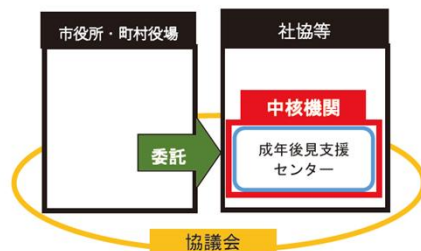
パターン2 「直営＋一部委託」による整備 219市町村 (16.3%) / 1,340市町村

委託元の自治体所管部署と、委託先の社会福祉協議会やNPO法人、一般社団法人等に「権利擁護支援センター」や「成年後見支援センター」等の両方を合わせて中核機関と位置づけている市区町村があります。



パターン3 単独市町村が「委託」による整備 710市町村 (53.0%) / 1,340市町村

社会福祉協議会やNPO法人、一般社団法人等に「権利擁護支援センター」や「成年後見支援センター」等を委託し、中核機関として位置づけている市区町村があります。

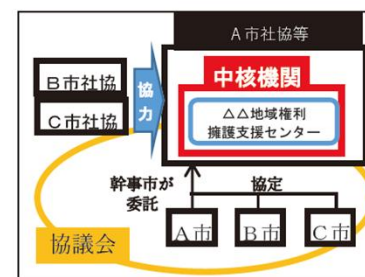


パターン4 複数市町村が「広域」で委託 381市町村 (28.4%) / 1,340市町村

調査対象：全1,741市町村 調査時点：令和7年4月1日

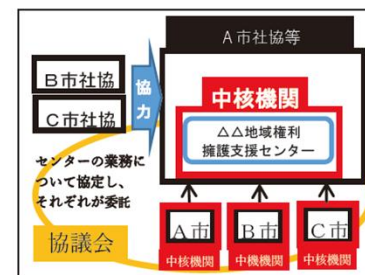
(1) 幹事自治体の委託

複数の市町村が協定を締結し、幹事を決め、幹事自治体が社会福祉協議会やNPO・一般社団法人等に中核機関を委託する場合があります。



(2) 各市町村が委託

複数の市町村が協定を締結し、それぞれ、社会福祉協議会・NPO、一般社団法人等に中核機関を委託する場合があります。



複数市町村の委託による広域整備の場合、中核機関を広域で一か所とする場合（パターン4の（1））と、一時相談を担当する各市町村の窓口も中核機関とする場合（パターン4の（2））があります。この組み合わせが逆になることも想定されます。

設置形態	広域設置 対象市町村数 (929市町村)	広域設置 市町村数 (381市町村)
直営＋一部委託	219	82 (37.4%)
委託	710	299 (42.1%)

1. 中核機関の整備状況・運営体制

(5) 都道府県別の複数市町村の広域連携による中核機関の整備状況

調査対象：全1,741市町村 調査時点：令和7年4月1日

No	都道府県	市町村数	中核機関		広域連携による中核機関	
			整備済	整備率	該当	広域整備率
1	北海道	179	89	49.7%	36	20.1%
2	青森県	40	39	97.5%	35	87.5%
3	岩手県	33	33	100%	28	84.8%
4	宮城県	35	20	57.1%	0	0.0%
5	秋田県	25	20	80.0%	0	0.0%
6	山形県	35	31	88.6%	8	22.9%
7	福島県	59	48	81.4%	16	27.1%
8	茨城県	44	37	84.1%	6	13.6%
9	栃木県	25	21	84.0%	0	0.0%
10	群馬県	35	34	97.1%	0	0.0%
11	埼玉県	63	52	82.5%	3	4.8%
12	千葉県	54	26	48.1%	4	7.4%
13	東京都	62	45	72.6%	5	8.1%
14	神奈川県	33	27	81.8%	6	18.2%
15	新潟県	30	23	76.7%	0	0.0%
16	富山県	15	13	86.7%	6	40.0%
17	石川県	19	16	84.2%	0	0.0%
18	福井県	17	17	100%	7	41.2%
19	山梨県	27	18	66.7%	0	0.0%
20	長野県	77	74	96.1%	67	87.0%
21	岐阜県	42	40	95.2%	14	33.3%
22	静岡県	35	35	100%	0	0.0%
23	愛知県	54	48	88.9%	22	40.7%
24	三重県	29	24	82.8%	2	6.9%

No	都道府県	市町村数	中核機関		広域連携による中核機関	
			整備済	整備率	該当	広域整備率
25	滋賀県	19	16	84.2%	11	57.9%
26	京都府	26	18	69.2%	0	0.0%
27	大阪府	43	18	41.9%	2	4.7%
28	兵庫県	41	33	80.5%	13	31.7%
29	奈良県	39	13	33.3%	0	0.0%
30	和歌山県	30	24	80.0%	0	0.0%
31	鳥取県	19	19	100%	18	94.7%
32	島根県	19	13	68.4%	0	0.0%
33	岡山県	27	26	96.3%	6	22.2%
34	広島県	23	15	65.2%	0	0.0%
35	山口県	19	19	100%	0	0.0%
36	徳島県	24	24	100%	11	45.8%
37	香川県	17	17	100%	2	11.8%
38	愛媛県	20	20	100%	4	20.0%
39	高知県	34	30	88.2%	0	0.0%
40	福岡県	60	45	75.0%	10	16.7%
41	佐賀県	20	19	95.0%	3	15.0%
42	長崎県	21	15	71.4%	0	0.0%
43	熊本県	45	37	82.2%	13	28.9%
44	大分県	18	17	94.4%	2	11.1%
45	宮崎県	26	26	100%	13	50.0%
46	鹿児島県	43	35	81.4%	8	18.6%
47	沖縄県	41	11	26.8%	0	0.0%
	全国	1741	1340	77.0%	381	28.4%

1. 中核機関の整備状況・運営体制

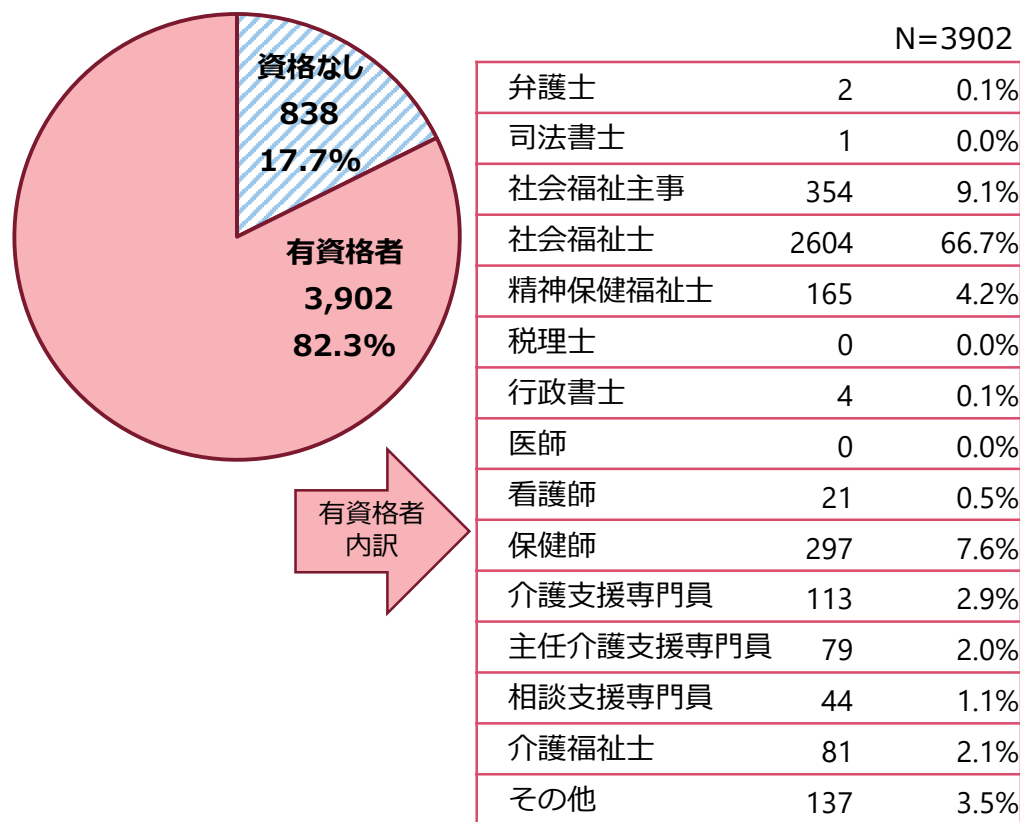
(6) 中核機関の職員配置（常勤・非常勤・資格有無）

- 中核機関に配置される常勤職員については8割以上が有資格者
- 中核機関に配置される非常勤職員についても、5割以上が有資格者

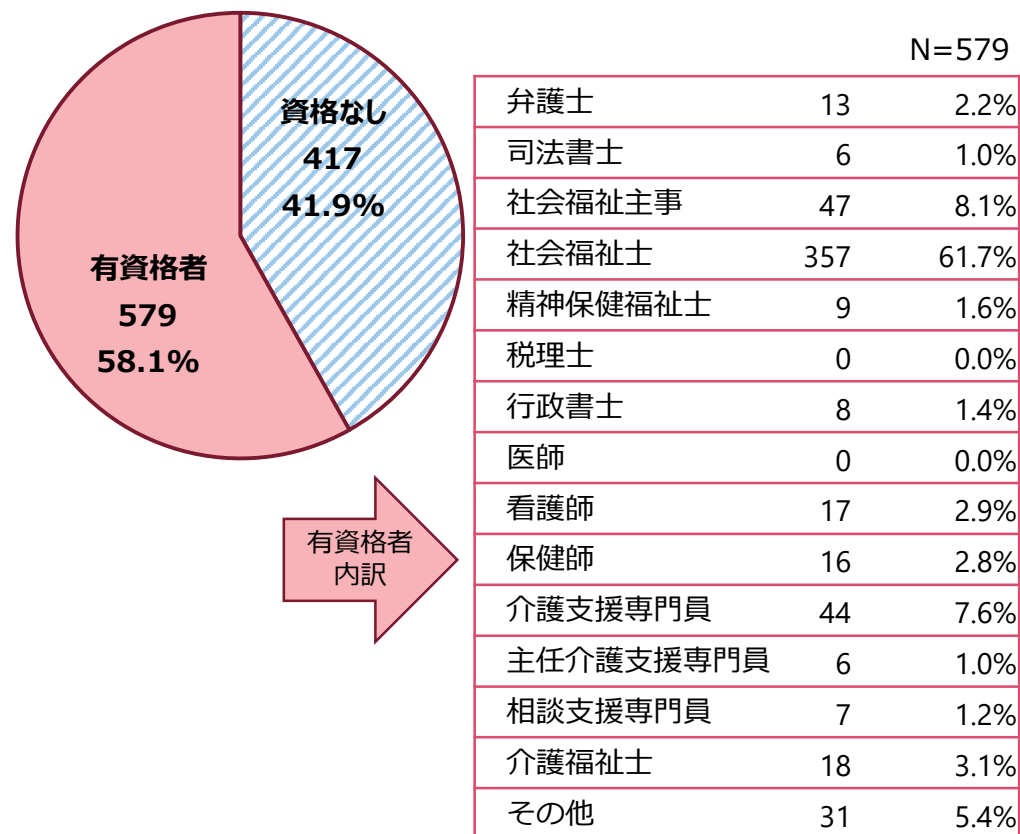
問：中核機関の職員配置（常勤・非常勤・資格有無）

調査対象：全1,741市町村 調査時点：令和7年4月1日

中核機関職員（常勤）・・・実人数4,740人



中核機関職員（非常勤）・・・実人数996人



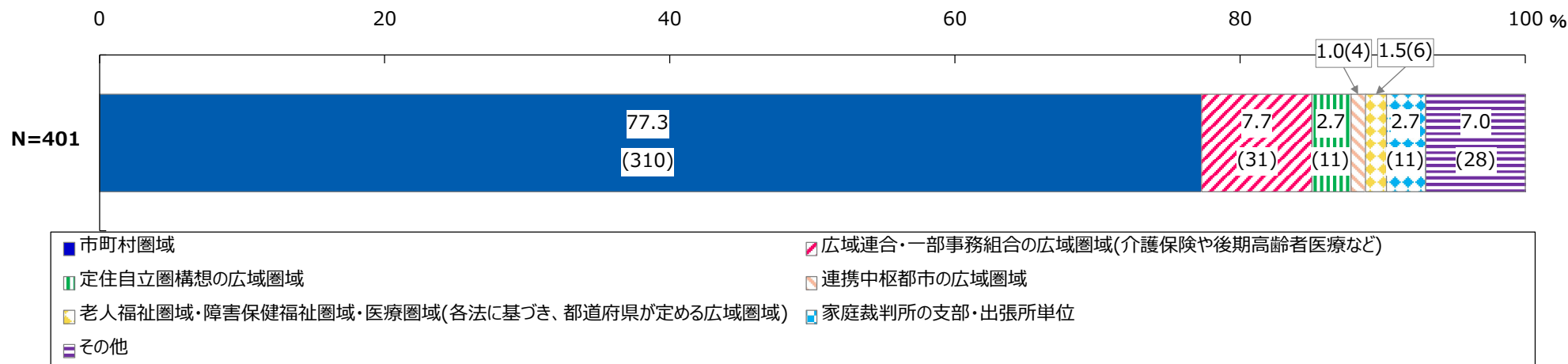
※資格を複数有している場合は、現在の所属における就業実態として主に用いている資格を回答

2. 中核機関未整備市町村の状況

(1) 中核機関の整備予定が未定の理由

問：未整備市町村の中核機関整備の方向性

調査対象：全1,741市町村 調査時点：令和7年4月1日



問：中核機関の整備予定が未定の理由

制度利用に関する相談受付はできても、受任者調整など権利擁護支援チームの形成支援に係るしくみが整えられないため

制度利用に関する相談受付はできても、後見人等からの相談対応など権利擁護支援チームの自立支援のしくみが整えられないため

自治体内部での調整が必要であるため

広域整備など自治体間での調整が必要であるため

委託予定先との調整が必要であるため

専門職団体や家庭裁判所との調整が必要であるため

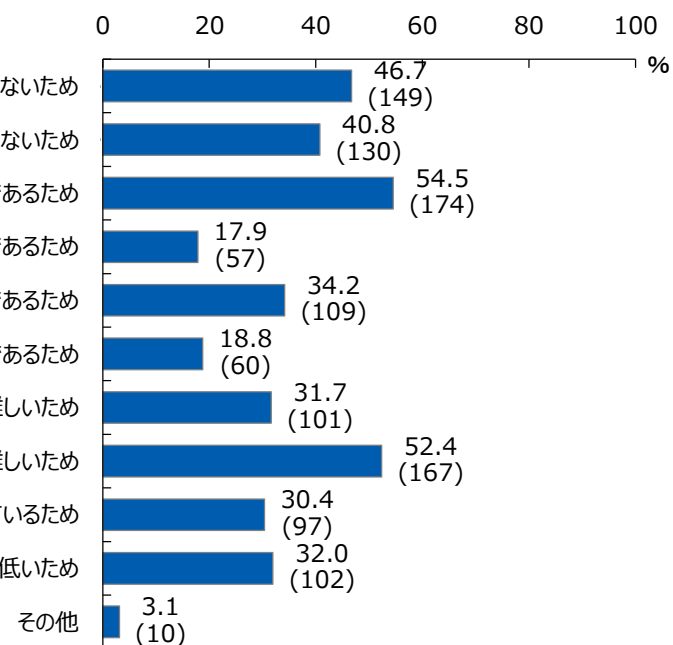
財源の確保が難しいため

人材の確保が難しいため

制度や中核機関に関する理解・情報が不足しているため

相談件数や制度利用が少なく、現時点では整備の必要性が低い

その他



N=319

2. 中核機関未整備市町村の状況 (2) 未整備市町村の地域連携ネットワークの構築状況

全1,741市町村を対象とした地域連携ネットワークの構築状況を見ると、中核機関整備済み市町村と比較して、未整備市町村においては、特に「権利擁護支援チームの形成支援」や「権利擁護支援チームの自立支援」に関する取組みの実施割合が低くなっている。

問：市町村における個別事案に対する権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築状況（複数回答）

調査対象：全1,741市町村 調査時点：令和7年4月1日

		中核機関整備済		中核機関未整備	
		N=1,340		N=401	
		件数	割合	件数	割合
成年後見制度の利用前	権利擁護の相談支援				
	本人および関係者が成年後見制度（任意後見制度を含む、以下制度と略）を理解できるような周知・広報体制	1,157	86.3	234	58.4
	本人および関係者が制度以外の権利擁護支援の仕組みを理解できるような周知・広報体制	804	60.0	130	32.4
	制度の相談窓口が本人および関係者に示され、相談しやすい環境が整っている体制	1,117	83.4	193	48.1
	本人の関係者が日常的に本人の状態や生活状況等を把握できる体制	640	47.8	106	26.4
	本人の関係者が本人の課題を把握した際に、各種相談支援機関へつなぐことができる体制	1,046	78.1	209	52.1
	各種相談支援機関が、地域連携ネットワークの関係機関（以下関係機関と略）と連携して相談対応できる体制	888	66.3	114	28.4
	各種相談支援機関が、本人の意思・価値観・判断能力・生活状況等の情報を把握できる体制	649	48.4	116	28.9
	必要に応じて関係機関や専門職がケース会議等に参加し、情報共有と権利擁護支援ニーズの整理・検討を行える体制	1,012	75.5	174	43.4
	制度利用が必要と判断された場合に、本人を制度につなぐ支援が行える体制	1,131	84.4	214	53.4
	制度利用が不要と判断された場合にも、本人の見守り体制の構築や他支援へのつなぎが行える体制	922	68.8	163	40.6
申立の準備から 後見人等の選任まで	権利擁護支援チームの形成支援				
	本人の判断能力や支援状況の変化に応じて、課題を整理しやすい体制	690	51.5	99	24.7
	本人の意思決定支援と保護の観点から制度の利用適否や他支援へのつなぎ直しを検討する体制	739	55.1	106	26.4
	支援方針検討前に、制度の内容等を本人に事前に説明できる体制	870	64.9	136	33.9
	支援方針検討前に、本人の意向を確認する機会を設けられる体制	835	62.3	128	31.9
	本人の意向や状態、親族関係等を踏まえて、市町村長申立ても含めた申立人の調整が行える体制	1,011	75.4	183	45.6
	診断書や本人情報シートなど必要書類の収集や申立書に記載する情報の整理等を関係機関で役割分担できる体制	856	63.9	125	31.2
	支援方針に基づいて、課題や役割、後見類型、代理・同意行為、財産状況等の整理を行う体制	688	51.3	75	18.7
	本人が抱える課題解決後の後見人等交代の方向性を検討する体制	397	29.6	34	8.5
	地域の担い手（専門職後見、市民後見、法人後見等）の状況を踏まえて受任調整が検討できる体制	577	43.1	31	7.7
	関係機関が、後見人等選任までの一時的な支援を分担できる体制	543	40.5	70	17.5
本人と後見人等候補者が、必要な場合に面談できる体制	547	40.8	68	17.0	
後見人等の 選任後	権利擁護支援チームの自立支援				
	後見人等が加わった支援チームが、申立て後に支援方針や役割を共有できる体制	639	47.7	63	15.7
	制度利用開始時に、支援チームのモニタリング時期を設定できる体制	288	21.5	21	5.2
	制度利用開始時に、支援チームのバックアップ支援の要否を検討できる体制	341	25.4	25	6.2
	後見人等や関係者が支援に関する相談や助言を受けられる体制	737	55.0	82	20.4
	支援チームの自立状況を定期的に確認し、支援の終結や再支援を判断できる体制	245	18.3	20	5.0

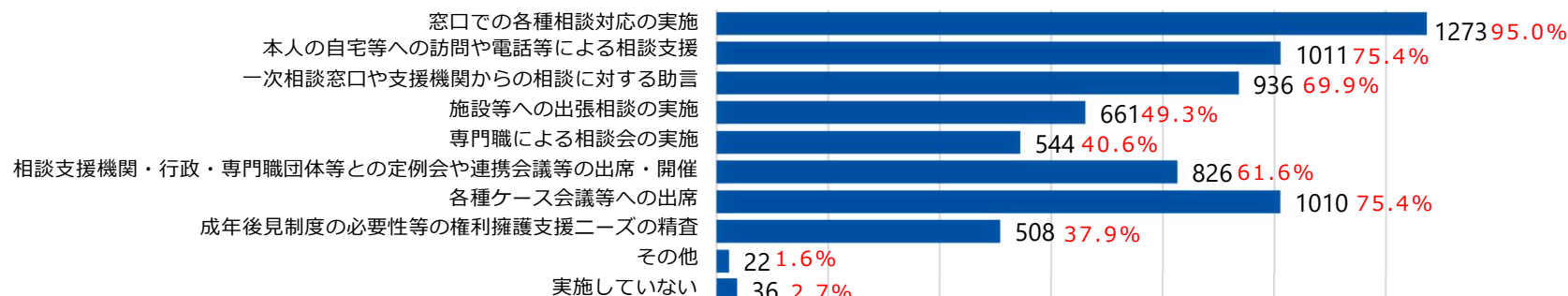
3. 中核機関による地域連携ネットワークにおけるコーディネートの取組 3つの場面における中核機関の取組状況

中核機関の整備状況 整備済（R7.4時点）：1,340市町村（77.0%）＝N

調査対象：全1,741市町村 調査時点：令和7年4月1日

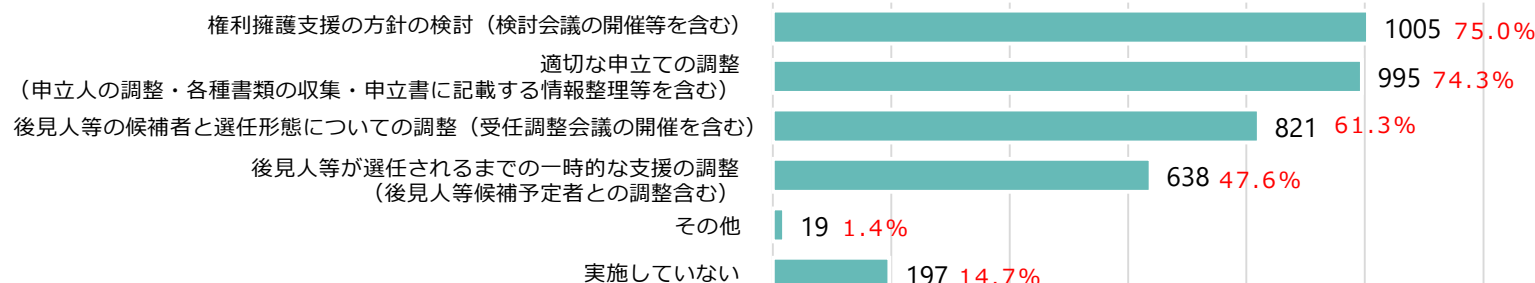
成年後見制度の利用前

権利擁護の相談支援



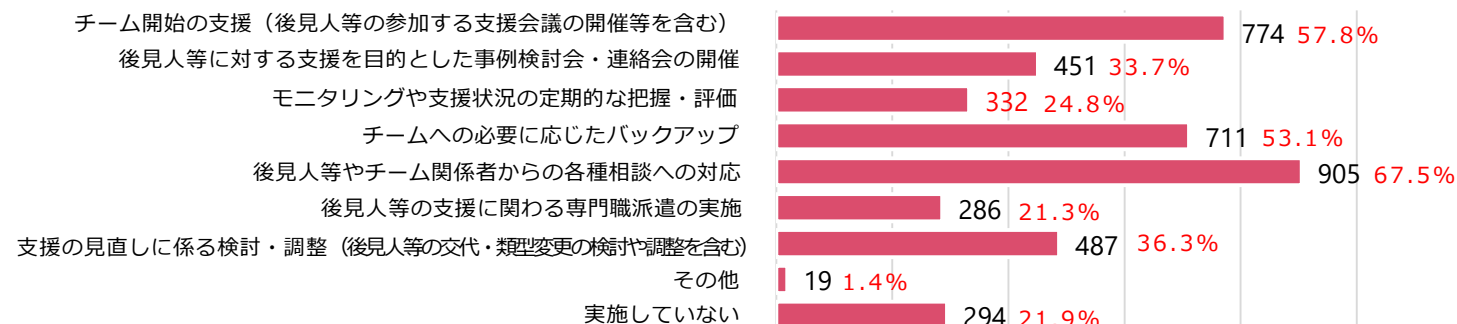
申立の準備から
後見人等の選任まで

権利擁護支援チームの
形成支援



後見人等の選任後

権利擁護支援チームの
自立支援



N = 1,340

4. 中核機関と一次相談窓口の連携に関する調査結果 ①

地域包括支援センター及び基幹相談支援センター等の一次相談窓口では、制度利用が想定される者を中核機関につなぐに当たり、制度の複雑さや、親族等への制度説明の難しさ、どのようなケースをつなげばよいか分かりにくいなどを課題と感じている。

地域包括支援センター、基幹相談支援センター等が利用が想定される者を中核機関につなぐに当たって課題と感じている内容

課題内容（N=1,132市区町村）	地域包括支援センター			基幹相談支援センター等		
	市区町村数	割合	課題有	市区町村数	割合	課題有
① 制度が複雑で理解が難しい	249	22.0%	61.7%	254	22.4%	67.3%
② 制度利用想定者の親族等への制度の説明が難しい	365	32.2%		354	31.3%	
③ どのようなケースを中核機関につなげばよいか分かりにくい	313	27.7%		280	24.7%	
④ 中核機関へつなぐためのマニュアルはあるが内容の理解が難しい	20	1.8%	(38.3%)	22	1.9%	(32.7%)
⑤ 課題と感じていることはない	324	28.6%		247	21.8%	
⑥ その他	143	12.6%		85	7.5%	
⑦ 本庁では把握していない	142	12.5%	—	291	25.7%	—

課題の具体的な内容の例

① 制度が複雑で理解が難しい
○ ケアマネジャー等は、成年後見に関する知識が十分とはいいがたく、実務経験の程度によって知識の差を感じる。特に、相談支援事業所は、一人で運営しているケースも多く、自発的に取り組まない限り、知識を身につけるのは難しい。
○ ケアマネジャーは、地域包括支援センターでの勤務があれば、OJTや事例検討を通して成年後見の仕組み等を理解できるようになるものの、過去の情報や知識のままの者も多く、正しく理解できている者は少ないと感じる。
○ 制度に関する説明を求められても地域包括支援センターで説明することは困難であるため、中核機関を案内して説明を受けるよう依頼している。
② 制度利用想定者の親族等への制度の説明が難しい
○ 制度の説明を受けた際の言葉の理解が難しかったり、利用には後見人への報酬を支払う必要があったりするなど、利用が面倒と思われることが多い。
○ 本人等に制度利用のメリットが理解されるように説明することに困難さを感じている。
○ 親族の理解が得られないため、制度利用が適当と判断してから4年以上経過しても利用に至っていないケースがある。現場では、制度を利用することによるメリットについて具体例を交えて説明できる資料が必要と感じる。
○ 利用にどの程度の費用を要するかの説明が難しい。後見人に支払う報酬額の目安が示されれば説明がしやすくなる。
○ 本人、家族、センター職員、ケアマネジャーが集まり、ケース会議を開いて本人等に制度概要を説明。本人等が制度利用に反対した場合には、中核機関から弁護士等を派遣してもらい助言を受けている。
③ どのようなケースを中核機関につなげばよいか分かりにくい
○ 経験が少ない職員は、どのようなケースを中核機関につなげてよいか分からないと思うため、つなぐことが必要なケースの目安があれば、経験が少ない者であっても利用の必要性が適切に判断できるようになると思う。
○ どのようなケースをつなぐのか判断に迷うため、適切につながった例やつながらなかった例など、様々なパターンの具体例が示されれば、業務の参考になる。

4. 中核機関と一次相談窓口の連携に関する調査結果 ②

中核機関では、制度利用が想定される者を中核機関につなぐ際の一次相談窓口の対応について、制度説明の内容や制度の理解、つなぐ時期、事案による対応の差などを課題と感じている。

相談支援機関が、利用が想定される者を中核機関につなぐに当たって（中核機関として）課題と感じている内容

課題内容（N=1,132市区町村）	市区町村数	割合	課題有
① 関係機関における相談者への制度利用に関する説明が不十分と感じた	309	27.3%	63.9%
② 関係機関における制度の理解が不十分と感じた	502	44.3%	
③ 関係機関が中核機関につなぐ時期が遅いと感じた	142	12.5%	
④ 類似した事案であっても、つながれるケースとつながれないケースがあり、関係機関での対応に差があると感じている	355	31.4%	
⑤ その他	96	8.5%	—
⑥ そのようなケースはない	374	33.0%	(36.1%)

課題の具体的な内容の例

① 関係機関における相談者への制度利用に関する説明が不十分
○ 相談関係機関が制度説明すれば足りる事案であったにもかかわらず中核機関につながれることがある。相談関係機関の情報整理と成年後見制度の理解を促すために中核機関としてパンフレット等を活用し、成年後見制度の支援の流れやポイントを紹介している。
○ 相談関係機関が制度利用想定者の家族状況など最低限確認が必要な情報を把握せず、必要な説明をしないまま中核機関につないだケースがあり、丸投げされたと感じた。
② 関係機関における制度の理解が不十分
○ 制度を正しく理解していないために、制度を利用すれば、要支援者の課題が全て解決すると考えているケアマネジャーがいる。
○ ケアマネジャーや相談支援専門員の中には、「今後判断能力の低下が見込まれるため、今から制度利用が必要」として中核機関につなぐ者もいるが、途中でやめられないというデメリットがあることなど、制度の内容が十分浸透していない。
③ 中核機関につなぐ時期が遅い
○ 制度利用が必要と思われるケースについて、ケアマネジャー等が制度の理解不足のまま本人や家族に誤った説明を行っていたため、なかなか制度利用に至らなかったケースがある。
④ 類似した事案であっても、つながれるケースとつながれないケースがあり、関係機関での対応に差がある
○ 類似した事案であっても、関係機関の対応に差があり、スムーズな制度利用につながらないケースがある。
○ 中核機関につなぐケースの選定や頻度について地域包括支援センターごとにはばらつきがある。

4. 中核機関と一次相談窓口の連携に関する調査結果 ③

市区町村等では、制度利用が想定される者を適切に中核機関につなげるために、制度の利用例やメリットを示した資料の作成や説明内容をまとめた資料等の作成、制度利用の必要性を判断するチェックシートの作成、中核機関につなぐケースの基準の策定・周知、研修の実施などに取り組んでいる。

市区町村等による関係機関が、利用が想定される者を適切に中核機関につなげるための取組内容

取組内容	市区町村数	割合	取組有
① 制度の利用例や利用のメリットを具体的に示した資料を作成している	326	28.8%	68.7%
② 相談者に説明すべき内容をまとめた資料やマニュアル等を作成している	278	24.6%	
③ 制度利用の必要性を判断するため、本人・相談者から聴取すべき事項や必要性の判断基準等を記載したチェックシート等を作成している	232	20.5%	
④ 関係機関から中核機関につなぐケースの基準を定め、マニュアル等で周知している	55	4.9%	
⑤ 関係機関職員向けに個別の事例研究を含めた研修を実施している	330	29.2%	(31.3%)
⑥ そのような取組はない	297	26.2%	
⑦ その他	187	16.5%	—

取組の具体的な内容の例

①制度の利用例や利用のメリットを具体的に示した資料の作成 ②相談者に説明すべき内容をまとめた資料やマニュアル等の作成	
○ 成年後見制度により対応できること、できないことに加え、制度利用によるデメリットも記載した「成年後見制度利用促進の手引き」を中核機関が作成して相談支援機関に配付し、本人への説明に活用できるようにしている。	
○ 地域包括支援センターの職員が住民に分かりやすく説明できるよう社会福祉士と共同で説明資料を作成した。	
○ 判断能力が低下した住民でも理解できるよう、やさしい日本語を使用したパンフレットを作成している。	
③制度利用の必要性を判断するためのチェックシート等の作成 ④関係機関から中核機関につなぐケースの基準の策定	
○ 相談支援機関が利用者を中核機関につなぐ際に活用できるよう、業務フローや利用者の判断能力を見極めるための判定項目を示した「成年後見制度利用促進に係る支援方針検討ガイドブック」を作成	
○ 相談支援機関が、利用者の権利擁護の課題が見えてきたときに活用できるようチェックシートを作成。作成に当たっては、一部の相談支援機関で試行実施を行い、その意見も踏まえている。	
○ 「判断能力の低下」、「現在の生活環境リスク」、「資源の活用」、「将来の生活環境リスク」の4つを柱とするチェックリストを作成し、相談支援機関が相談を受け付けた際に活用できるようにしている。	
⑤関係機関職員向けに個別の事例研究を含めた研修を実施	
○ 相談支援機関からの依頼を受けて出前講座を実施しており、制度利用のメリット・デメリットや利用に係る費用・報酬等の説明を求められることが多い。講座では、具体的な事例を基にした意見交換を行い、中核機関との情報共有の方法や相談のつなげ方を確認するなどしている。また、制度利用につながった事例、つながらずに終了した事例などを用いてグループワークを行い、対応に苦慮した点、対応可能な範囲を整理するなどして、中核機関へのつなぎ方を確認している。	
○ 中核機関につながったことで制度利用に至った事例を使って研修や事例検討会を実施している。	

5. 地域連携ネットワーク強化に向けた中核機関の受任調整会議等のチーム体制構築と取組推進に関する調査研究

事業名：令和7年度 社会福祉推進事業 地域連携ネットワーク強化に向けた中核機関の受任調整会議等のチーム体制構築と取組推進に関する調査研究事業
事業実施団体：一般財団法人 日本総合研究所

(1) 目的

- 第二期成年後見制度利用促進基本計画では、権利擁護支援の地域連携ネットワークの支援機能として「権利擁護の相談支援機能」「権利擁護支援チームの形成支援機能」「権利擁護支援チームの自立支援機能」の3つの機能、中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくりの方向性が示され、地域連携ネットワークづくりに向けた取組が全国各地で進められている。
- 他方、「令和6年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果」によれば、令和6年4月時点で中核機関を整備している自治体は1,187自治体（68.2%）にとどまっているほか、中核機関整備済み自治体であっても「権利擁護支援チームの形成支援機能」や「権利擁護支援チームの自立支援機能」に関する取組状況にはばらつきがみられ、中間検証でも指摘がされているところである。
- そこで、中核機関における受任調整や苦情対応等に関する取組の実態を調査し、課題の整理・分析を行うとともに、更なる権利擁護支援チームの体制づくりの推進に向けた対応策等について検討を行うことを目的とする。

(2) 主な調査内容

- ア 「受任調整を含むチーム体制づくり」に関するアンケート調査
- イ 「受任調整を含むチーム体制づくり」に関するヒアリング調査
 - (ア) 取組や体制整備が進んでいる市町村・中核機関・都道府県向けヒアリング調査
 - (イ) 取組や体制整備の推進が困難な市町村向けヒアリング調査
- ウ 苦情を含む相談に関するヒアリング調査

(3) 検討委員会

※五十音順 ◎=委員長

- 岩屋口 智栄（公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 常任理事）
- ◎上山 泰（新潟大学 法学部 教授）
- 住田 敦子（特定非営利活動法人 尾張東部権利擁護支援センターあすライツ センター長）
- 住吉 美保（宮崎県 福祉保健部長寿介護課医療・介護連携推進室 主査）
- 十河 真子（社会福祉法人 香川県社会福祉協議会 地域福祉部長）
- 谷川 ひとみ（福島県社会福祉士会 福島県委託事業市町村支援アドバイザー）
- 永田 祐（同志社大学 社会学部 社会福祉学科 教授）
- 羽根 一誠（白浜町民生課 地域包括支援センター 社会福祉士）
- 福島 健太（日本弁護士連合会 高齢者・障害者権利支援センター 事務局長
PASネット 理事長 全国権利擁護支援ネットワーク 共同代表）
- 山口 英之（春日井市高齢者・障がい者権利擁護センター 主事）

5. 地域連携ネットワーク強化に向けた中核機関の受任調整会議等のチーム体制構築と取組推進に関する調査研究（抄）

（1）成年後見制度の利用前の場面

権利擁護の相談支援機能に関する主な指摘事項

- 第二期基本計画においても、地域連携ネットワークの中で権利擁護支援を適切に機能させるためには、本人に最も身近な相談窓口において早期に課題を把握し、必要な支援へとつなぐ体制を整備することが重要であるとされている。また、そのためには一次相談窓口の対応力の向上や、関係機関間で円滑に情報共有が行われる仕組みの整備が不可欠であると位置付けられている。
- 市町村向けのアンケート調査によると、市町村の約3割において、相談支援機関（一次相談窓口）の担当職員に対するスキル向上のための取組（様式等の整備や相談対応フローの作成、研修等）がまだ十分には行われていない状況がうかがえた。また、中核機関への調査においても、スキル向上のための取組など、約2割が地域の相談支援機関に対する後方支援に着手できていない実態が明らかとなった。
- 市町村の規模や体制によっては、一次相談窓口と二次相談窓口の役割が明確に区分されておらず、中核機関がこれらの機能を実質的に兼ねている場合や、同一組織内で一次相談と二次相談の双方の窓口を有している場合も見られるなど、実態は必ずしも画一的なものではないことが確認された（ヒアリング調査）。
- 一方で、地域全体の相談支援体制を安定させる上で、一次相談窓口と中核機関の「役割の明確化」が有効に機能していることが確認された。好事例とされる多くの市町村では、地域包括支援センターや基幹相談支援センター等を「本人の最も身近な一次相談窓口」と位置づけ、中核機関はそこから専門的な判断を求められた際にバックアップを行う「後方支援」に徹する体制をとっている（ヒアリング調査）。
- 一次相談窓口の職員を対象とした継続的な研修や、聞き取り項目の標準化（アセスメントシートの定式化等）を進めることで、一次相談の段階で本人の意思や生活状況、課題等に関する情報が丁寧に把握・整理され、その後の専門的検討（二次相談）へのスムーズな移行が可能となっている状況が確認された（ヒアリング調査）。
- こうした取組は、一次相談窓口の機能を高め、地域全体の相談支援体制とチーム体制を支える上で有効な方法であると考えられる。
- 検討委員会においても、中核機関がその専門性を活かし、コーディネート機能を十分に発揮するためには、地域における相談体制全体を多層的に整備することが不可欠であるとの意見が示された。
- 特に、一次相談窓口が適切に機能し、必要な情報を整理した上で中核機関につなぐ仕組みが整備されていることが、中核機関の機能強化を進める上で重要であると言える。

５．地域連携ネットワーク強化に向けた中核機関の受任調整会議等のチーム体制構築と取組推進に関する調査研究（抄）

（２）申立の準備から後見人等の選任までの場面

権利擁護支援チームの形成支援機能に関する主な指摘事項

- 受任調整は、後見人等候補者の選定の作業に留まらず、本人にとって適切な権利擁護支援が継続的に行われる体制（チーム）を整えるプロセスとして位置づけることが重要である。
- 成年後見制度の利用を検討する初期段階から本人の意思や課題を整理し、支援方針の検討を行っており、その過程において関係者間の役割分担を協議する取組が行われていた（ヒアリング調査）。
- 申立て前の段階で、本人や家族、既存の支援者に加え、後見人等候補者を含めた関係者が一堂に会し、支援方針を共有する取組も見受けられた（ヒアリング調査）。
- 検討委員会においても、受任調整の役割に関する議論の中で、単に後見人等の候補者を検討することを目的とするのではなく、支援チームとして本人を支える体制をいかに整えるかという視点の重要性が改めて確認された。
- 受任調整については、後見人等の選任にとどまらず、本人を中心とした支援チームを形成し、その後の支援の方向性を共有するための重要なプロセスとして位置づけていく必要がある。
- 本事業においては、権利擁護支援チームの形成や自立支援の取組状況に応じて体制整備の段階が異なることが示されたが、特に体制整備が十分に進んでいない地域においては、相談支援、チーム形成支援、自立支援といった各機能が十分に結びついておらず、個別の取組が断片的に実施されている状況も見られる。
- 今後は、各地域の体制整備の進捗段階に応じて必要な取組を見極めつつ、それぞれの機能が一体的に発揮される体制の構築に向けて、具体的な方策を整理していく必要がある。
- また、地域によっては専門職の確保が困難であることや、単一の市町村のみでは対応が難しい場合も想定されることから、都道府県による支援など、単一の市町村に閉じない広域的な支援体制の具体的な構築や運用のあり方について、より実践的な検討が求められる。
- 本事業を通じて示された方向性を踏まえつつ、制度改正の動向を見据えながら、各地域の実情に応じた体制整備を段階的かつ実践的に進めていく必要がある。

5. 地域連携ネットワーク強化に向けた中核機関の受任調整会議等のチーム体制構築と取組推進に関する調査研究（抄）

（3）後見人等の選任後の場面

権利擁護支援チームの自立支援機能に関する主な指摘事項

- 後見人等が選任された後の支援方針を検討する機会を設けていない中核機関は約3割に上った。支援方針を検討する機会が設けられていたとしても、その検討内容は必ずしも十分とは言い切れない状況が見受けられる。
- 選任前の支援方針の再確認に留まらず、チーム支援の意義の再認識や、各構成員の役割分担の確認、さらには中核機関による継続的支援の必要性の判断やモニタリングのあり方など、多角的な検討が期待される。
- 中核機関向けのアンケート調査によると、実態としては上記で期待される検討項目を網羅できている中核機関は半数に満たず、支援チームが自立して機能するための「伴走」のあり方については、さらなる体制整備の余地があることが示唆されている。
- 好事例とされる自治体では、支援チームからの相談に応じて適時モニタリングを行い、必要に応じて関係者が集まる会議を招集するなど、チームの自立を側面から支える取組が行われていた（ヒアリング調査）。
- 後見人等選任後においても、支援チームが適切に機能し続けるよう、その自立を促す観点から、役割分担の確認や支援方針の見直し、モニタリング等を通じた関与のあり方を整理していくことが重要である。
- 中核機関がすべての支援チームに永続的に直接関与し続けることは現実的ではなく、チームが自立して支援を行える体制を整えることが重要であると指摘された。そのため、支援チームは固定的なものと捉えず、状況の変化に応じて「チームによる支援」という体制が継続されることが重要である。
- こうした体制を維持するためには、中核機関が関わったことがない後見人等のチームに関わる新規相談も含めて、中核機関による柔軟な調整機能が必要であることが、検討委員会を通じた重要な示唆として得られた。
- また、権利擁護支援チームが自立して機能していくためには、支援の目的や価値の共有、役割分担の明確化、情報の共有、合意形成の進め方の整理、さらには支援計画の具体化や振り返りの機会の確保といった観点も重要となると考えられる。
- しかし、これらの点については、本事業における調査や検討委員会での議論において十分に整理しきれていない部分もあることから、今後の検討において留意していくことが求められる。

5. 地域連携ネットワーク強化に向けた中核機関の受任調整会議等のチーム体制構築と取組推進に関する調査研究

(4) 権利擁護支援チームの形成支援機能・自立支援機能強化に向けた取組ポイント集

- 調査研究事業の成果を基に、市町村・中核機関・都道府県等が現在の体制を振り返り、機能強化に向けて取り組む事項を明確化できるよう、支援方針の検討、適切な申立ての調整、後見人等候補者・選任形態の調整、候補者との面談、選任後の支援方針の共有、モニタリング等を取組ポイント（チェック項目）を整理。
- 市町村・中核機関が、地域の関係者とともに本人を支えるチーム体制構築に向けて、共通認識を持ちながら取組を点検・改善できる「権利擁護支援チームの形成支援機能・自立支援機能強化に向けた取組ポイント集」として作成。
- 成年後見制度利用促進ポータルサイト等により、市町村・中核機関・都道府県等に周知。



厚生労働省 令和7年度社会福祉推進事業 地域連携ネットワーク強化に向けた中核機関の受任調整会議等のチーム体制構築と取組推進に関する調査研究事業(受託：一般財団法人 日本総合研究所) 作成案を厚生労働省成年後見制度利用促進室で一部改変

個別支援の 地域連携ネットワークづくりの現状確認チェックシート (権利擁護支援)			体制ありに○
相談支援機能	広報・周知相談環境整備	A 本人および関係者が成年後見制度(任意後見制度を含む、以下制度と略)を理解できるような周知・広報体制	
		B 本人および関係者が制度以外の権利擁護支援の仕組みを理解できるような周知・広報体制	
		C 制度の相談窓口が本人および関係者に示され、相談しやすい環境が整っている体制	
	本人等からの相談対応・制度説明	D 本人の関係者が日常的に本人の状態や生活状況等を把握できる体制	
		E 本人の関係者が本人の課題を把握した際に、各種相談支援機関へつなぐことができる体制	
		F 各種相談支援機関が、地域連携ネットワークの関係機関(以下関係機関と略)と連携して相談対応できる体制	
	権利擁護支援ニーズの精査と必要な支援へのつなぎ	G 各種相談支援機関が、本人の意思・価値観・判断能力・生活状況等の情報を把握できる体制	
		H 必要に応じて関係機関や専門職がケース会議等に参加し、情報共有と権利擁護支援ニーズの整理・検討を行える体制	
		I 制度利用が必要と判断された場合に、本人を制度につなぐ支援が行える体制	
		J 制度利用が不要と判断された場合にも、本人の見守り体制の構築や他支援へのつなぎが行える体制	
形成支援機能	権利擁護支援方針の検討	K 本人の判断能力や支援状況の変化に応じて、課題を整理しやすい体制	
		L 本人の意思決定支援と保護の観点から制度の利用適否や他支援へのつなぎ直しを検討する体制	
		M 支援方針検討前に、制度の内容等を本人に事前に説明できる体制	
		N 支援方針検討前に、本人の意向を確認する機会を設けられる体制	
	適切な申し立ての調整	O 本人の意向や状態、親族関係等を踏まえて、市町村長申立ても含めた申立人の調整が行える体制	
		P 診断書や本人情報シートなど必要書類の収集や申立書に記載する情報の整理等を関係機関で役割分担できる体制	
	権利擁護支援を行うことができる体制の整備支援	Q 支援方針に基づいて、課題や役割、後見類型、代理・同意行為、財産状況等の整理を行う体制	
		R 本人が抱える課題解決後の後見人等交代の方向性を検討する体制	
		S 地域の担い手(専門職後見、市民後見、法人後見等)の状況を踏まえて受任調整が検討できる体制	
		T 関係機関が、後見人等選任までの一時的な支援を分担できる体制	
自立支援機能		U 本人と後見人等候補者が、必要な場合に面談できる体制	
	支援チームの開始支援	V 後見人等が加わった支援チームが、申立て後に支援方針や役割を共有できる体制	
		W 制度利用開始時に、支援チームのモニタリング時期を設定できる体制	
		X 制度利用開始時に、支援チームのバックアップ支援の要否を検討できる体制	
	支援チーム開始後の必要に応じた支援	Y 後見人等や関係者が支援に関する相談や助言を受けられる体制	
		Z 支援チームの自立状況を定期的に確認し、支援の終結や再支援を判断できる体制	

K 本人の判断能力や支援状況の変化に応じた課題の整理が行いやすい体制

本人の心身の状態や判断能力、あるいは周囲の支援環境は時間とともに変化します。これらの変化を捉え、本人にとっての優先課題を再整理できる体制です。

取組ポイント

① 課題の見逃し防止

関係機関が持つ情報をシート等に整理し、本人の判断能力低下や生活環境の変化に伴う課題の見逃しがないように整理する。

② 関係機関との課題共有

整理された課題に基づき、受任調整に必要な代理権や支援方針等の検討を行えるように、関係機関で課題を共有する。

体制整備不備によるリスク

本人の判断能力や支援状況の変化に応じて、課題を再整理する仕組みがない場合、受任調整の際に、課題が不確かな状況で検討することになる可能性があります。その場合、具体的な受任調整について検討する前の段階で課題整理に時間を要し、十分な検討ができないリスクが地域に生じます。

→ 時間のロス

目指す姿

中核機関や支援チームが本人の判断能力や支援状況の変化に気づき、受任調整の際に検討すべき課題の棚卸しができる状態です。

シート等を活用して、情報を過不足なく集約して、関係機関で本人の強み等の「できること」と「手助けが必要なこと」が整理されており、受任調整の具体的な検討に時間をかけることができている体制が理想です。

→ 会議が変わる

チェック結果を踏まえた機能強化のポイント確認

市町村・中核機関における体制整備の検討

6. 中核機関向けの研修について 成年後見制度利用促進体制整備研修の実施

- 体制整備に関する基本的な考え方を全国に浸透させるため、成年後見制度や権利擁護について体系的かつ網羅的に学ぶことができる市町村・中核機関等職員向け研修（基礎・応用）、都道府県担当職員・都道府県専門アドバイザー向け研修、後見人等への意思決定支援研修、総合的な権利擁護支援策に関する研修を実施。令和2年～7年度の6か年で、**延べ18,359名が受講**した。

		基礎研修	応用研修	都道府県担当職員・ 都道府県専門アドバイザー向け研修	後見人等への意思決定支援研修		総合的な権利擁護支援策 に関する研修
対象 (R7)		市町村、中核機関、市町村社会福祉協議会等の職員、希望する都道府県担当職員、都道府県専門アドバイザー、都道府県社会福祉協議会職員等	市町村、中核機関、市町村社会福祉協議会等の職員、希望する都道府県担当職員、都道府県専門アドバイザー、都道府県社会福祉協議会職員等	都道府県担当職員、都道府県社会福祉協議会の関係団体職員、体制整備アドバイザー、権利擁護支援総合アドバイザー、意思決定支援研修担当アドバイザー、希望する市町村・中核機関等の職員	親族後見人、市民後見人、専門職後見人、法人後見実施団体職員、市町村、中核機関、都道府県担当職員、意思決定支援に関わる関係者（地域包括支援センター、基幹相談支援センター、介護・福祉施設、医療機関、当事者団体の職員等）		市町村、中核機関、市町村社会福祉協議会の職員、都道府県担当職員、都道府県社会福祉協議会等の関係団体職員、都道府県専門アドバイザー、市民後見人候補者等の担い手等
手法等 (R7)		○ オンデマンド配信 ○ ライブ配信（3日間） ※R4よりライブ受講が難しい方向けコースを設定 ※R6よりライブ配信の回数を2回から1回に変更	○ オンデマンド配信 ○ ライブ配信（3日間）	○ オンデマンド配信 ○ ライブ配信（対象別演習1日×3回、総合演習1日）	○ オンデマンド配信 ○ ライブ配信（半日）		○ オンデマンド配信 ○ ライブ配信（半日）
内容等		○ 権利擁護支援の基本理念と、地域連携ネットワークの全体像の理解を目的に実施。 ○ 相談対応・関連制度の基礎講義と、地域連携ネットワーク、市町村長申立て、意思決定支援、広報、権利擁護支援ニーズの精査と支援へのつなぎ、協議会運営等に関する事例演習を実施。	○ 中核機関職員に求められる実践的スキルの習得を目的に実施 ○ 受任調整、後見人等支援、意思決定支援会議の調整等に関する事例を用いた応用演習に加え、任意後見・補助・保佐類型の相談対応について講義・演習を実施。	○ 都道府県担当職員と都道府県専門アドバイザーの役割と連携の在り方を理解することを目的として実施。 ○ 市町村支援や研修企画、担い手育成、地域連携ネットワーク強化、協議会運営、権利擁護支援の相談へのアドバイス、対応、ケース会議等について、事例を用いた演習を実施。	○ 後見事務に携わる方を対象に、後見事務における意思決定支援等の理解を目的として実施。 ○ 意思決定支援の基本的考え方、意思決定と代行支援等、講義・演習を実施。 ○ 令和7年度より意思決定支援に関わる関係者への周知・広報を充実。		○ 成年後見制度の見直しの検討を深める前提として、成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に理解し、地域での活用を促進することを目的として実施。 ○ 令和6年度は身寄りのない高齢者等の支援、令和7年度は意思決定支援の確保（意思決定サポーターの運用）を中心に講義や実践報告を実施。
延べ 受講者数	R2	1,058名	881名	104名	厚生労働省実施 —	都道府県実施 —	—
	R3	355名	556名	115名	2,777名	—	—
	R4	1,164名	651名	223名	1,901名	—	—
	R5	1,133名	523名	350名	539名	1,544名	—
	R6	1,064名	483名	237名	534名	2,906名	691名
	R7	607名	399名	330名	1,142名	2,959名	442名
	合計	5,381名	3,493名	1,359名	6,893名	7,409名	1,133名

※オンライン実施のため、受講者数は受講決定者数を記載。

7. 権利擁護支援体制全国ネット（K-ねっと）の運営等

- 市町村、中核機関等における相談体制の強化を図るため、相談窓口（愛称：K-ねっと）を全国社会福祉協議会に設置。
- 専用ダイヤル及び専用メールアドレスを設け、専門職団体（日本弁護士連合会、成年後見センター・リーガルサポート、日本社会福祉士会）や自治体職員などのアドバイザーや、専門相談員（成年後見制度や権利擁護支援の相談対応歴の豊富な社会福祉士）の助言を受けながら、相談に応じている。
- 相談実績（R7.4.1～R8.3.31）118件（うち、電話相談 74.6%（88件）、メール相談 25.4%（30件））となっている。
- 任意後見・補助・保佐等の相談体制強化・広報・啓発事業として、全国セミナーを毎年開催している。令和7年度の受講者数（オンライン・YouTube）は、計 1,514名であった。
- 多く寄せられる相談を「FAQ」としてまとめ、ホームページ及び「都道府県交流会」等で周知している。

◆ K-ねっとの実施スキーム

- 協議会で話し合う内容に困ってる…
- 先進事例を教えてほしい…
- 専門職との連携をどうしたらよい？
- 対応に困っているケースの助言がほしい など

自治体・中核機関

①相談

②助言

K-ねっと(全社協)

- アドバイザー
 - ・日本弁護士連合会
 - ・成年後見センター・リーガルサポート
 - ・日本社会福祉士会
 - ・自治体職員
 - ・中核機関職員 等
- 専門相談員

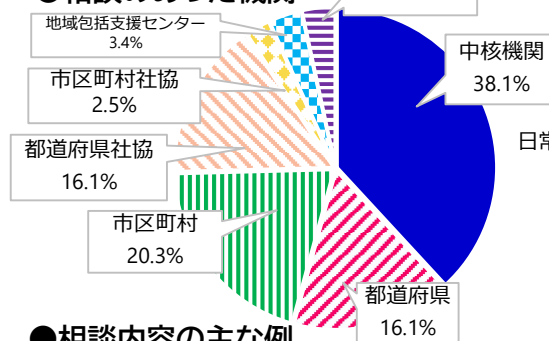


厚生労働省
成年後見制度利用促進室

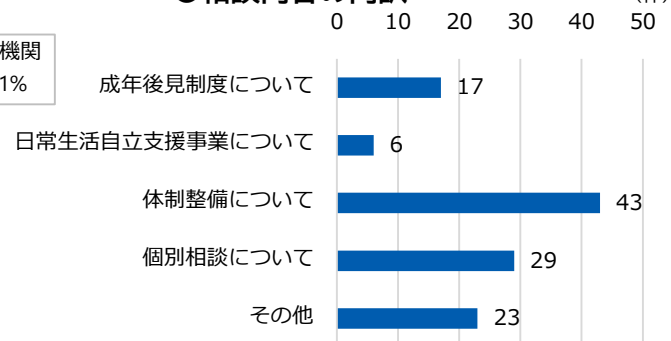
連携

◆ K-ねっとの相談実績等(令和8年3月末時点)

●相談のあった機関



●相談内容の内訳



●相談内容の主な例

中核機関関係	○ 機能拡大に向けてほかの自治体の取組を知りたい。
協議会関係	○ 協議会でどのような議題を取り扱うと有益な議論ができるか。
市町村計画関係	○ 計画の策定に向けて、家裁と連携している事例を知りたい。
担い手関係	○ 市民後見人養成にあたってバックアップ体制づくりの進め方を教えてほしい。
利用支援事業関係	○ 交付要綱の対象について、ほかの自治体の基準を知りたい。
市町村長申立て関係	○ 親族調査や意向確認の範囲や、ルールについて教えてほしい。
アドバイザー関係	○ 都道府県アドバイザーの設置に向けて、他都道府県の取り組みを知りたい。 ○ 専門職との連携について、ほかの自治体の取組を知りたい。

8. 社会保障審議会福祉部会報告書（概要）

令和7年12月18日
（概要）社会保障審議会福祉部会報告書（抜粋）

【議論の観点】

- ・ 2040年に向け、人口減少・単身世帯の増加等の社会情勢の変化や多様化・複雑化する福祉ニーズ、人口構造や世帯構成の変化スピードの地域差、地域における支え合い機能の脆弱化への対応が課題
- ・ 全ての市町村で、多様な地域生活課題の解決に向けて、福祉分野を超えた連携や地域との協働を進め、包括的な支援体制の整備を強力に推進していく必要
- ・ 地域と行政が一丸となり、地域の資源を最大限活用し、地域住民、関係者が皆で共に地域を創り上げるため、誰も取り残されることなく地域で支え合う社会を目指す地域共生社会のさらなる実現・深化を行うことが重要

1. 地域共生社会の更なる展開について

① 包括的な支援体制整備に向けた対応

- ・ 包括的な支援体制整備のために市町村が実施すべき施策の明確化
（1）地域住民同士の支え合い推進のための環境整備、（2）支援関係機関同士の連携体制整備、（3）地域住民と支援関係機関の協働体制整備

- ・ 支援会議を活用可能な市町村の拡大（※）、市町村が地域の見守り等に協力する団体を委嘱できる仕組みの創設

※ 重層的支援体制整備事業を実施していない市町村にも拡大

- ・ 重層的支援体制整備事業の質の向上に向けた事業評価の導入
- ・ 生活困窮者自立支援制度の対象として、頼れる身寄りがない高齢者等が含まれることの明確化等

② 過疎地域等における包括的な支援体制整備のための新たな仕組み

- ・ 過疎地域等における包括的な支援体制整備を推進するための新たな仕組みの創設

福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の配置基準を縦割りの基準から分野横断的な基準に柔軟化、地域との協働促進を図る事業を実施

③ 地域共生社会の理念の再整理・連携協働の強化

- ・ 地域共生社会の実現に向けた行政責務・役割を明確化
- ・ 福祉以外分野との連携・協働の強化

2. 頼れる身寄りがない高齢者等への対応、成年後見制度の見直しへの対応について

① 新たな第二種社会福祉事業の創設

- ・ 頼れる身寄りがない高齢者等に対する「日常生活支援」「円滑な入院等の手続支援」「死後事務の支援」を行う事業を第二種社会福祉事業に位置付ける

② 中核機関の位置付け等

- ・ 権利擁護支援のコーディネートや関係機関の連携強化等を行う事務を市町村の努力義務化
- ・ 上記事務を担う中核機関の法定化

8. 社会保障審議会福祉部会報告書 中核機関の位置づけ等について ①

令和7年12月18日
(概要) 社会保障審議会福祉部会報告書(抜粋)

(現状と課題)

<中核機関の整備の現状とその課題への対応>

- これまで各市町村において中核機関の整備が進められてきたものの、中核機関を整備済みである市町村は、1,187市町村(約68.2%)に留まり(令和6年4月1日現在)、特に人口規模が小さい市町村ほど整備が進んでおらず、157市町村(約9%)についてはいまだ整備予定が未定となっている。
また、中核機関には法的根拠がなく、その権限等が曖昧であるため、権利擁護支援を行う場面における個人情報取得・共有や会議開催等、権利擁護支援チームに対する支援のコーディネートを行う際や、権利擁護支援の地域連携ネットワークの関係機関と協力・連携を行う上で課題があるとの指摘がある。
- 本年6月に公表された「規制改革実施計画」(令和7年6月13日閣議決定)では、中核機関の名称が地域ごとに異なっており、一般に認知しづらいとの指摘があることを踏まえ、中核機関の位置付けや名称について法改正を含めて検討すべき等とする方針が示されている。

<成年後見制度の見直しを踏まえた対応>

- 令和6年4月以降、法制審議会民法(成年後見等関係)部会において成年後見制度の見直しに向けた調査審議が行われている。
本年6月にとりまとめられた「民法(成年後見等関係)等の改正に関する中間試案」では、家庭裁判所において後見等の終了等を判断するに当たり、「家庭裁判所は、市町村等に対し、〔本人の保護の状況その他必要な事項につき〕意見を求めることができる旨の規律を設けるとの考え方について、引き続き、検討する」とされている。

(対応の方向性)

- 中核機関の整備状況等や政府内でなされた閣議決定等を踏まえ、以下のとおり対応することが必要である。

<市町村における業務の整理・明確化>

- 成年後見制度の見直しの内容次第ではあるが、市町村は、家庭裁判所から後見人等の選任・交代・終了等の審判に当たって意見を求められた場合には、必要な範囲で、適時・適切に応答を行う(※1・2)。
なお、制度化に当たっては、照会の基準等を明確なものにするとともに、地方公共団体に過度な負担が生じてしまうことがないようにすべきとの意見があった(※3)。

- ※1 家庭裁判所からの意見照会を契機として本人を支えるチームが形成され、本人の権利擁護支援を図ることに繋がるケースもあれば、地域において本人を支える支援が見込めず、意見照会に関わる有意な情報も保有していないケースも考えられ、後者の場合にはその旨だけを回答すれば足り、新たな調査の実施等までは要しない取扱いとすることを想定している。
- ※2 現行法制上、家事事件手続法(平成23年法律第52号)等の規定に基づき、家庭裁判所は必要に応じて市町村に対し事実の調査を行うことが可能である。
- ※3 法制審議会民法(成年後見等関係)部会第29回会議(令和7年11月14日開催)の部会資料28では、「意見聴取に当たっては、市町村等に意見を聴く必要がある事案に限ってされるべきであり、運用上もその点への留意が必要」との説明がされている。

8. 社会保障審議会福祉部会報告書 中核機関の位置づけ等について ②

令和7年12月18日
(概要) 社会保障審議会福祉部会報告書(抜粋)

(対応の方向性)

- 判断能力が不十分な者が、成年後見制度や新たな第二種社会福祉事業も含めた地域における権利擁護支援策を適切に利用できるよう、市町村は、以下の①及び②に掲げる各事務を実施するよう努めるものとする。なお、市町村は、事務の実施に係る方針（事務の目的、実施体制、その他事務の実施に当たって必要と考えられる事項（研修等）等）を示して、市町村社会福祉協議会等に対し、その全部又は一部を委託することができるものとする。
 - ① 本人や支援関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度の利用に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを行う事務(※4)
 - ② 専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートを行う事務（会議体の運営等）
- ※4 第二期基本計画に定める権利擁護支援の地域連携ネットワークが有する3つの支援機能（「権利擁護の相談支援機能」「権利擁護支援チームの形成支援機能」「権利擁護支援チームの自立支援機能」）を念頭に置いた事務である。

<中核機関の位置付け等>

- 前記<市町村における業務の整理・明確化>の1点目の対応及び2点目の各事務を実施し、地域における権利擁護支援に関する相談支援の中核的な役割を担う機関として、市町村は「権利擁護支援推進センター」(※5)を設置することができる(※6・7)。
また、同センターでは、相談者等の個人情報扱うため、その職員（職員であった者等を含む。）に守秘義務を課すものとする。
- ※5 中核機関の名称は、地域共生社会の在り方検討会議の中間とりまとめを踏まえた提案であり、これを基本としつつ、引き続き検討されることが必要である。
- ※6 従前同様、広域単位での設置等も可能とする。
- ※7 単独でセンターを整備することが難しい小規模市町村については、都道府県による支援も活用しながら、必要な支援体制を整備することができるようにする。

<会議体の設置等>

- 加えて、市町村は、個別事案に関する支援方針の検討等(※8)を行うため、地域で判断能力が不十分な者の支援等に関わる関係機関等で構成する会議体を設置することができる。
会議体は、社会福祉法に規定する支援会議をはじめ、高齢者福祉・障害者福祉・生活困窮等の他分野の会議体と相互に連携を図るよう努めるものとする。
また、会議体はその構成員に対し、検討に必要な資料や情報の提供等の協力を求めることができるものとするとともに、個別事案に係る個人情報を取り扱うこともあるため、その構成員（構成員であった者等を含む。）に守秘義務を課すものとする。
- ※8 地域の実情等に応じ、権利擁護支援の地域連携ネットワークの関係機関における協力・連携強化のための支援体制の整備に関する検討等を取り扱うことも可能である。

9. 社会福祉法等の一部を改正する法律（令和8年法律第51号）の概要①

改正の趣旨 質の高い福祉サービスの確保と、社会福祉事業等の安定した経営基盤の確立を両立するため、多様で複雑な福祉ニーズに対応した包括的な支援体制を強化します。

改正の概要

1. 地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充

(1) 小規模市町村における包括的な支援体制の整備

小規模市町村における包括的な支援体制の整備を促進する事業を新設するとともに、地域住民の支援等を検討する会議を全市町村で設置できるようにします。

※ 福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の配置基準を分野を超えた基準へ柔軟化し、地域住民の取組との協働を促進します。

(2) 特定地域サービス、特定地域居宅サービス等事業の創設／介護予防・地域の支え合いの推進に向けた拠点機能の強化

中山間・人口減少地域において、地域の実情に応じた配置基準や包括的な評価の仕組みを導入できる特例介護サービスの類型（特定地域サービス）を新設します。また、地域のサービス提供主体が少ない場合に、市町村が事業として居宅介護サービス等を実施できる「特定地域居宅サービス等事業」を創設します。あわせて、事業者間の連携強化や事業継続の仕組みを構築、介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点事業を新設します。

(3) 頼れる身寄りがない高齢者等への支援の充実

頼れる身寄りがない高齢者等に対する日常生活支援、入院等の手続支援、死後事務支援を第二種社会福祉事業に位置付けるとともに、相談体制の整備を図ります。

(4) 成年後見制度等の適切な利用の支援

成年後見制度や地域の権利擁護事業の適切な利用を支援する中核機関として、市町村が「地域権利擁護相談支援センター」を設置できるようにします。

(5) 有料老人ホーム制度の見直し

中重度等の要介護者を入居させる有料老人ホームについて、都道府県等への登録制度を導入します。また、その入居者に対する相談支援を行う「登録施設介護支援」を新設し、利用者負担を求めます。

(6) 介護保険事業（支援）計画の見直し

介護サービス量等の中長期推計および医療・介護連携に関して介護保険事業（支援）計画を見直すとともに、電子資格確認の導入など、介護被保険者証に関する見直しを行います。

2. 福祉人材の安定的な確保および定着支援

(1) 福祉人材確保と介護現場の生産性向上等の推進

福祉人材確保のための協議会の設置を都道府県の努力義務とするとともに、生産性向上や経営改善支援の取組促進を国および都道府県の責務とし、当該取組の促進のため、関係者の連携を図る協議会を設置します。

(2) 介護福祉士養成施設卒業者の経過措置の見直し

令和13年度までの介護福祉士養成施設卒業者については、経過措置として卒業後5年間は資格を持てることとします。また、准介護福祉士資格を廃止します。

(3) ケアマネジャー（介護支援専門員）の更新制の廃止

介護支援専門員（ケアマネジャー）の更新制を廃止し、法定研修の見直しを行います。

3. 支援基盤の強化等

(1) 社会福祉連携推進法人制度の活用推進

社会福祉連携推進法人が実施できる業務を追加します。また、社会福祉法人解散時の残余財産の帰属先に地方公共団体を追加します。

(2) 災害時に高齢者等を支える福祉支援体制の強化

災害派遣福祉チーム（DWAT）として活動する人材登録制度を整備します。

施行日：令和9年4月1日が原則ですが、改正事項によって異なります。（各改正事項を参照ください。）

9. 社会福祉法等の一部を改正する法律（令和8年法律第51号）の概要②

認知症高齢者等の更なる増加が見込まれる中、判断能力が十分でない方が、**成年後見制度や地域の権利擁護支援を適切に利用できる環境づくりが重要**となっています。

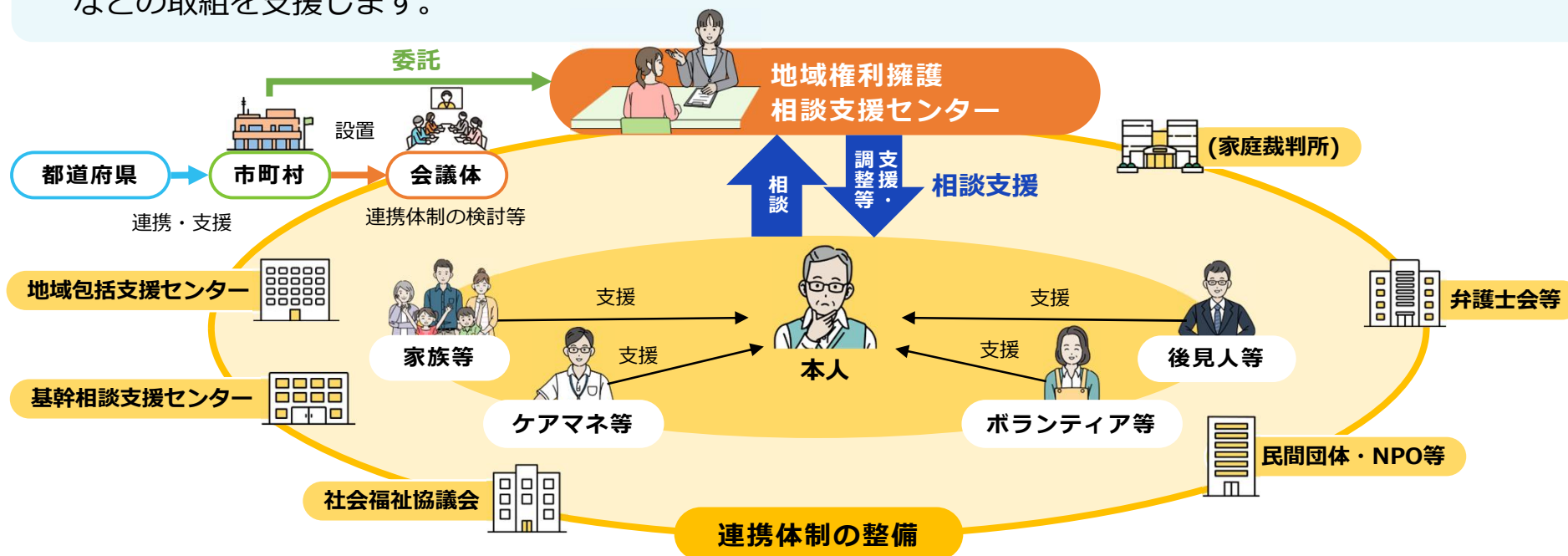
見直し内容

権利擁護に関する地域の支援体制を強化するため、市町村に対して、

- 権利擁護に取り組む支援者関係者に対する支援の実施
- 地域の関係機関や民間団体の連携体制の整備

などに取り組むことを促します。また、

- 地域における権利擁護支援を担う中核的な機関である「**地域権利擁護相談支援センター**」や情報交換・連携体制の整備を担う**会議体の設置を法定化**するとともに、市町村におけるセンターの設置などの取組を支援します。



10. 国会審議における政府答弁

令和8年6月16日参議院法務委員会における政府答弁（抜粋）の要約

本人のニーズに対応した支援を行うためには、全ての市町村において中核機関が設置され、また、**全ての中核機関において支援チームの形成支援を含めて求められる機能を発揮することが望ましい**と認識している。

厚生労働省としては、都道府県とも連携しながら、

- ・ 中核機関の法定化に伴う運営マニュアルの改訂
- ・ 都道府県と小規模市町村が協同して中核機関を設置した事例など、中核機関の立上げに係る好事例の発信・共有
- ・ 小規模市町村への支援を行う都道府県に対する、国研修の実施や体制整備アドバイザーの配置・派遣のための支援

などを進めることにより、市町村における適切な支援体制の構築を支援したいと考えている。

11. 中核機関（地域権利擁護相談支援センター）の運営マニュアルの策定に向けた調査研究

令和8年度 社会福祉推進事業（事業実施団体：公益社団法人 日本社会福祉士会）

（１）目的

- 中核機関が地域権利擁護相談支援センターとして法定化されることで、その役割が明確化され、その業務に関し、守秘義務等も課せられることが予定されていることを踏まえ、既存の中核機関の運営マニュアルの見直しを行う（地域権利擁護相談支援センター運営マニュアル）。
- 制度改正を機に、市町村及び現在の中核機関職員等が地域権利擁護相談支援センターを円滑に運営できるようにするためのマニュアルとする。また、厚生労働省が実施する市町村・中核機関職員向け研修の教材等としても活用する。

（２）事業内容

- マニュアルの見直しに当たっては、学識経験者、専門職団体、市町村及び中核機関担当者等からなる「検討委員会」と「作業部会」を設置し、地域権利擁護相談支援センターのコーディネート業務や会議の運営のあり方や守秘義務規定等を踏まえた留意点等を整理する。
- なお、第1期計画の内容からの所要の見直しのほか、今般の地域権利擁護相談支援センターの法定化が施行される令和9年4月に向けて整理すべき事項と、家庭裁判所からの意見照会対応等の仕組みなどの民法等改正による成年後見制度の見直しの施行後に整理すべき事項を切り分けながら整理する。

（３）検討委員会

- ・ 学識経験者
- ・ 自治体（都道府県・市・町村）
- ・ 中核機関
- ・ 都道府県社会福祉協議会
- ・ 専門職団体
- ・ 当事者団体

（４）作業部会

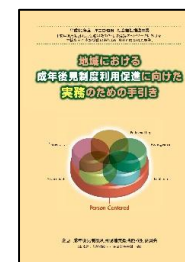
- ・ 学識経験者
- ・ 自治体（町村）
- ・ 中核機関
- ・ 都道府県社会福祉協議会
- ・ 一次相談窓口
（地域包括支援センター）
- ・ 権利擁護の実務経験者

（５）改定する既存マニュアル



平成29年度策定

厚生労働省 平成29年度老人保健健康増進等事業
地域における成年後見制度の利用に関する相談機関や
ネットワーク構築等の体制整備に関する調査研究事業
成年後見制度利用促進体制整備委員会
（事務局：公益社団法人 日本社会福祉士会）



平成30年度策定

厚生労働省 平成30年度社会福祉推進事業
成年後見制度利用促進のための地域連携ネットワーク
における支援機能のあり方に関する調査研究事業
成年後見制度利用促進支援機能検討委員会
（事務局：公益社団法人 日本社会福祉士会）

12. 現状・課題及び論点

現状・課題

- 本人のニーズに対応した権利擁護支援が行われるためには、地域における支援体制の整備が不可欠であり、これまでも、市町村においては、基本計画に基づき、中核機関の設置を進めてきた。
- これにより、中核機関の設置率は約8割になったが、特に小規模市町村において設置が進んでいないのが現状。
- また、中核機関が設置されている場合でも、その機能の発揮の状況は各市町村で区々であり、令和7年度の調査研究事業等においても、一次相談窓口におけるアセスメントのあり方など、様々な課題が指摘されている。
- 厚生労働省においては、このような状況を踏まえつつ、市町村における中核機関の設置や機能強化を促進するため、①都道府県と小規模市町村が協同して中核機関を設置した事例など、中核機関の立上げに係る好事例の発信・共有、②体制整備に関する国研修の実施、③K-ねっとを通じた市町村・中核機関等における相談体制の強化、④中核機関の機能強化のための取組ポイント集の作成・周知などを行ってきた。
- 今般の社会福祉法の改正では、第二期基本計画に定める権利擁護支援の地域連携ネットワークが有する3つの支援機能を念頭に、権利擁護支援に係る市町村の事務について努力義務として明確化するとともに、その中核的な役割を担う機関として「地域権利擁護相談支援センター」を法に位置づけている。今年度の調査研究事業においては、中核機関の法定化に伴う運営マニュアルの改訂を行うこととしている。

論点

- 今後、全国の市町村において地域権利擁護相談支援センターが設置されるために、現在の設置状況や制度改正の動向を踏まえつつ、どのような対応が必要と考えられるか。
- 第二期基本計画で整理された地域連携ネットワークの支援機能について、地域権利擁護相談支援センターを中心に引き続き強化を図る観点から、どのような取組が必要と考えられるか。